



平成 29 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社T&K TOKA
代 表 者 名 代表取締役社長 増田 至克
(コード番号：4636 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部本部長 北條 実
(TEL. 03-3963-0511)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成29年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うこと（以下「本新株式発行」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

| | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 払込期日 | 平成29年8月10日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 13,900株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき1,202円 |
| (4) 発行価額の総額 | 16,707,800円 |
| (5) 募集又は割当方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| (6) 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による |
| (7) 株式の割当ての対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数 | 当社取締役（監査等委員であるものを除く） 5名 13,900株 |
| (8) その他 | 本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り同じとする。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また平成29年6月22日開催の第75回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、取締役に対して年額75百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間平成29年8月10日～平成32年8月9日

(2) 譲渡制限の解除条件

当該取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

なお、上記、譲渡制限の解除条件により解除されなかった本割当株式については、当社は当該解除時点後、これを当然に、無償で取得するものとする。

(3) 株式の管理

本新株式発行により割り当てられた株式（以下「本割当株式」という。）は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当該取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当該取締役は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、当該取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において所定の契約等を締結する予定である。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の本割当契約に定める組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を36で除した数に、組織再編等承認日において当該取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

なお、上記、譲渡制限の解除条件により解除されなかった本割当株式については、組織再編等効力発生日の前営業日において、当社がその全てを無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその他具体的内容

本新株式発行における払込金額は、その発行に係る取締役会決議の日の前営業日（平成29年7月20日）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,202円としております。当該払込金額は、算定時に最も近い時点における当社の普通株式の市場価格であり、合理的なものと考えております。

なお、当該払込金額については、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の日の前営業日までの当社の普通株式の1ヶ月（平成29年6月21日～平成29年7月20日）の終値単純平均である1,184円（円未満切捨て、以下、終値単純平均の計算について同じ。）に対する乖離率は1.52%（小数点以下第3位を四捨五入、以下、乖離率の計算について同じ。）、3ヶ月（平成29年4月21日～平成29年7月20日）の終値単純平均である1,157円に対する乖離率は3.89%、及び6ヶ月（平成29年1月23日～平成29年7月20日）の終値単純平均である1,111円に対する乖離率は8.19%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以上